

桑名市告示第61号

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程（令和3年桑名市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第2項中「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

第5項第6号中「ものに限る」を「ものに限る。」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。